

◎子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年六月一九日法律第四一号)(衆)

一、提案理由(令和元年六月六日・衆議院本会議)

○牧原秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子供の貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、基本理念を見直すほか、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項に子供の貧困対策に関する検証評価等の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月三十一日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議(令和元年五月三十一日)

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。
- 二 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。
- 三 貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。
- 四 子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。

右決議する。

二、参議院内閣委員長報告(令和元年六月一二日)

○石井正弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子供の貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、基本理念を見直すほか、大綱の記載事項に子供の貧困対策に関する施策の推進体制

に関する事項を追加し、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長牧原秀樹君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和元年六月一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法が、子どもの「将来」のみならず「現在」の貧困状態の改善を目的に加え、生活の支援については子どもへの直接的な支援以外の支援も含むことを強調したこと、保護者への就労支援は就労後の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための支援を含むことを明確にしたことを十分に踏まえ、大綱の変更等を適切に行うこと。
- 二 大綱案の作成及び変更の際には、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた趣旨を踏まえ、都道府県計画、市町村計画の策定に当たってもこれらの者の意見ができるだけ反映されるよう努めること。
- 三 貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。
- 四 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。
- 五 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。
- 六 子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。